

介護サービス事業者における事故発生時の報告取扱要領

1. 趣旨

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定第1号事業者、介護保険施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及び経費老人ホームがその運営基準に従い犬山市に対して行う事故報告については、この要領に基づき、適切に取り扱うものとする。

2. 報告の範囲

各事業者は、事故当事者である介護サービス等利用者が、犬山市の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が犬山市内の場合であって次の(1)～(4)までに該当する場合に報告を行う。

(1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

(注1)「サービスの提供による」とは、直接介護を提供していた場合のみでなく、利用者が当該事業所又は施設内にいる間に起こったもの、利用者の送迎中に起こったものを含む。

(注2) ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。受診の結果、外傷がなかった場合は、事故種別のその他「外傷なし」で報告すること。

(注3) 事業者側の過失の有無は問わない(利用者の自己過失による事故であっても、注2に該当する場合は報告すること)。

(注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(トラブルになる可能性があるとき)は、犬山市へ報告すること。

(注5) 利用者が、事故によるケガが原因で後日死亡に至った場合は、事業者は速やかに、犬山市へ連絡し、報告書を再提出すること。

(2) 食中毒及び感染症、結核の発生

食中毒、感染症、結核について、サービス提供に関して発生したと認められる場合は、犬山市へ報告すること。なお、これらについて関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

(3) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの(例:利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失、FAXの誤送信、郵送書類の誤送付など)については犬山市へ報告すること。

(4) その他

ア 誤薬

違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなどが発生した場合、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに犬山市へ報告すること。

イ 徘徊・行方不明

速やかに周辺や心当たりがある場所を探し、それでも見つからずに外部への協力を求めたときには犬山市へ報告すること。

3. 報告すべき内容

- (1) 事業所の名称、事業所番号、連絡先及び提供しているサービスの種類
- (2) 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、要介護度及び心身の状況
- (3) 事故発生・発見の日時及び場所
- (4) 事故の概要(事故の種別、事故の結果、事故の原因等)
- (5) 事後の対応(家族や関係機関等への連絡)
- (6) その他(再発防止の方策等)

「Dr」や「Ns」等の用語略は用いず、「医師」「看護師」と記載すること。

4. 報告の手順

- (1) 事故の発生又は発覚の後、各事業者は、速やかに(遅くとも5日以内)第一報として判明している事項について犬山市へ報告する。
- (2) 事故処理の区切りがついたところで、前号について3に定める内容を満たすよう最新の情報に更新し、犬山市へ最終報として報告する。なお、第一報と併せて最終報告まで行うことも可能とする

5. 犬山市に対する事故報告標準様式例

基本的に国の示す標準様式(介護保険最新情報 Vol. 943)により報告すること。事業所における任意様式でも差し支えないが、原則3の項目を満たす必要がある。

また、基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリストを添付してもよい。

6. その他

事業者は、いわゆる「ヒヤリ・ハット」のような2に定めた範囲には該当しない犬山市への報告が不要な事故のケースであっても、個人記録や事故に関する帳簿類等に記録するとともに、事業所内で事例として検討して、再発防止を図ること。

犬山市に対して報告された事故について情報開示請求がなされた際に、個人情報以外の内容が開示される場合がある。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。